

令和7年 第10回教育委員会 会議録

日 時	令和7年10月28日(火) 午前10時00分～午前10時35分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、教育部副部長兼学校教育課長、教育監兼総括指導主事、教育部主席課長兼文教課長、教育部主席課長兼生涯学習課長、生涯学習課スポーツ担当課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹、学校教育課主幹兼総括指導主事、文化資料館主幹、図書館長、中央公民館長、文教課主席係長兼教育総務係長、文教課主任
議 題	議案第17号 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第9回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第17号「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」を上程する。
事務局	— 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について — 本議案は、京都府の職員の給与、勤務時間等に関する規則及び関連通知の改正に伴い、規程の一部を改正するものである。教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。 改正の主な内容は、向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員が、介護休暇または介護時間を取得する際に、始業・終業時刻まで連続した範囲で取得することとしているが、より柔軟に取得できるよう、取得可能時間帯の制限を撤廃するものである。
事務局	資料の後ろに、新旧対照、改正前と改正後の図がある。現行制度では、介護休暇は、パターン1、始業時間に接続して連続した4時間以内、パターン2、終業時間に接続して連続した4時間以内、いずれかで取得すると

	<p>いう制限がある。例外として、パターン3、始業時間にも終業時間にも接続しない中抜けの形での取得も可能だが、これは要介護者の介護を必要とする状態により、やむを得ないと認められる場合のみ認められている。</p> <p>改正後はこの時間の制限を撤廃し、パターン1からパターン3までどのパターンでも、任意の時間帯で取得が可能となる。</p> <p>また、介護時間についても、現行では始業時間から連続して2時間以内か、終業時間に接続した2時間以内、若しくはパターン3のように始業時間に接続した形と終業時間に接続した形で分散して取得するというパターンに限られていた。これも同様に、始業時間・終業時間に接続するという制限が撤廃されるため、どの時間でも2時間以内の取得が可能になるという改正である。</p>
委員	<p>【質疑等】</p> <p>介護休暇と介護時間の区分、分け方の違いをもう少し詳しく伺いたい。</p> <p>この介護休暇等を取得する際に、介護者・要介護者の認定が必要なのか、要介護認定が要件になっているのか。</p> <p>この規程は府費負担教職員が対象だが、市が雇用する講師については、市の規定はどうなっているのか。</p>
事務局	<p>介護時間と介護休暇の違いについて、介護時間は、継続した期間の中で、たとえば、7月1日から10月31日までの期間、毎朝1時間や2時間遅れて就業するなど、1日の就業時間を短くするような制度である。介護休暇は、必要なときに3時間や4時間など、休暇申請を行って取得するような制度である。</p> <p>要件についてだが、申請時には要介護者の診断書をつけて学校長に提出の後、市教育委員会・乙訓教育局と協議の上、同意が得られたら承認されるという形である。</p> <p>市が雇用する講師については、今把握できていないため、調べてお答えさせていただきます。</p>
教育長	<p>職員にとっては、より実態に即して取得しやすくなる改正であると考え</p> <p>る。</p>
教育長	<p>次に、委員会諸報告として、「(仮称)新寺戸公民館について」報告願う。</p>
事務局	<p>— (仮称)新寺戸公民館について —</p> <p>新寺戸公民館の実施設計が完了したため報告する。</p> <p>計画地は寺戸町飛龍11-13、向日市役所東向日別館の北側である。</p>

	<p>敷地境界線内にあり、敷地面積は668.16㎡で、現寺戸公民館より約28%増となる。</p> <p>建物は鉄骨造の2階建てで、1階には大きな会議室が1つと、カフェスペース、授乳室、事務所を計画している。2階には防音仕様の会議室1つと、小さな会議室を4つ計画している。また、エレベーター、太陽光パネル、車いす用の駐車場の設置を計画している。</p> <p>工事契約は本年度中に行い、令和8年度中の完成を目指したいと考えている。</p> <p>【質疑等】</p> <p>現公民館にあった和室と調理実習室が今回の図面にはないようだが、これは市民アンケート等を踏まえてもう必要ないと判断したのか。</p> <p>2階に給湯室など水を使える場所がなく、給湯室が事務室を通らなければ利用できない構造に見えるが、市民の使い勝手としてはどうなのか。</p> <p>駅前から入る道がかなり狭いが、今後拡幅するような計画があるのか。また、駐輪場が敷地の一番奥にあり、一旦奥に入ってから入口に戻るように見えるが、自転車で行かれる方にとって不便に感じられるのではないかと。こうしたところの設計の経緯を伺いたい。</p>
委員	<p>調理実習室については、アンケートでもご意見や利用率が少なかったことと、現寺戸公民館の利用率も少なかったこともあり、新設しないこととなった。現寺戸公民館の実習室の利用者の中には、料理をするのではなく、その実習室で会議を行うという事例も見受けられ、会議室が少ないという判断をし、この不足を補う意図で会議室を増やした。調理実習を希望する場合は、永守重信市民会館に調理室があるので、そちらを利用していただけたらということで、今回の計画には挙げていない。</p> <p>記載している給湯室は事務所で使うためのものであり、公民館利用者の一般利用は想定していない。カフェスペースに自動販売機を設置し、そこで購入した飲料をそのスペースで飲んでいただける仕様にしたと考えている。</p> <p>道路の狭い部分については、一部セットバックを行い、前の部分に車いす用の駐車場も設け、この部分は若干広めにとる計画である。駐輪場は建物北側に設置予定であり、更に北側の三角地にも設置できないか検討を進めている。</p> <p>和室についても、現寺戸公民館での利用が少なかったことと、ご高齢の方から和室よりも椅子に座れる会議室が望まれていたことから、計画に挙げていない。和室も市民会館には設けられているため、こちらで利用いただけたらと考えている。</p>
事務局	

委員	<p>和室のことは、少し気に掛かっている。和室は必要とされる方もいらっしゃるのではないかと。利用する・しないとはまた別かなと思う。</p> <p>障害者用トイレについて、1階にはあるが2階にはないので、スペースの都合なのか、どのように考えておられるのかを伺いたい。</p> <p>車いすの利用者が来館された場合、廊下のスペースは確保できているのか。</p> <p>椅子席の会議室にされるなら、土足での一足制にされるかと思うが、その理由もあれば伺いたい。</p> <p>「使用頻度が少ないからいらない」とするのではなく、設置しないなどの理由があれば、市民の方も、これらがなくなっても納得されるのではないかと。</p>
事務局	<p>先に建っている市民会館の方にそれらの設備があったことと、会議室が不足して使えず利用者にご不便をお掛けしていたこともあり、稼働率の高い会議室を増やし、和室や調理実習室は設けなかった。市民会館を利用いただきたいと考えている。</p> <p>一足制、全館土足で入っていただける形で、完全バリアフリーの設計としている。車いすでも、エレベーターも十分な広さを確保し、2階にも容易に上がっていただける。廊下の幅も、車いすのことを考慮して設計している。</p>
委員	<p>各会議室に何名入れるか、定員が分かれば教えていただきたい。</p> <p>会議室2が防音室になるようだが、どの程度の防音性能になるのか。ピアノ設置予定の有無も、分かれば伺いたい。</p>
事務局	<p>定員は現時点では仮の設定で、まだ公表していない情報になるが、一番大きな会議室は、現公民館が80名設定のところ、約100名を想定している。2階の会議室は、現在の中会議室と比較できるかと思うが、中会議室が15名設定のところ、面積でいうと40～50名入れるかを見込んでいます。他の小さな会議室は、今の会議室が12～15名程度の設定であり、若干大きくはなるが、同程度の人数規模を想定している。</p> <p>2階北側の大きな会議室が、防音仕様になっている。設備としては、天井・側面に防音のパネルを入れ、クロスも防音効果のあるものを用いる。天井には吸音材も入れる予定で、扉も防音仕様のものにする。床についてはタイルカーペットを用いるが、詳細は確認させていただく。</p> <p>ピアノは移設し、この会議室に設置する予定である。</p>
委員	<p>アンケートの結果で、「現公民館の場所を変えないでほしい」という意見</p>

事務局	<p>があったと思う。実際には少し移っているようだが、このあたりの事情について伺いたい。</p> <p>区から「現公民館を潰さずに有効利用をしてほしい」との意見・要望があり、既存の建物を残したまま、近隣の敷地で新公民館を建設することとなった。</p>
事務局	<p>そもそもこの寺戸公民館を新しくしようとしたのは、現公民館は耐震性は十分確保されているが、建物に段差が多くエレベーターもなく、全くバリアフリーの仕様になっていなかったことによる。</p> <p>構造等を見る限り、この建物をいちから潰すのは忍びないということで、近くで新たにバリアフリー仕様の公民館を建て替えることとした。</p> <p>既存の建物は残す方向で検討しているが、公民館としての機能は、新しい建物に移行することになる。</p>
教育長	<p>次に、「向日町競輪場再整備に伴う発掘調査に係る現地説明会の開催について」報告願う。</p>
事務局	<p>— 向日町競輪場再整備に伴う発掘調査に係る現地説明会の開催について —</p> <p>10月25日土曜日に、向日町競輪場の再整備に伴う発掘調査の現地説明会が開催された。</p> <p>発掘調査の期間は令和7年4月30日から翌年2月下旬まで、調査を実施しているのは公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターである。</p> <p>主な調査成果としては、長岡京期の東西方向に延びる道路状の遺構及び南北方向に延びる道路側溝と推定される溝が検出された。また、長岡京期の銅銭を紐で束ねた「さし銭」が出土した。参加者数はまだ情報が届いていないが、こうした説明会が開催されたため、報告する。</p>
教育長	<p>京都府による調査であるが、本市の競輪場のことであるため、現状を報告させていただいた。</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

令和7年第10回教育委員会

令和7年10月28日（火）

午前10時00分から

永守重信市民会館 第1会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第17号 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

委員会諸報告

- ・（仮称）新寺戸公民館について（報告）
- ・向日町競輪場再整備に伴う発掘調査に係る現地説明会の開催について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第17号

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年10月28日 提出

向日市教育委員会
教育長 山本 真也

教育長訓令第 号 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

[教育部学校教育課]

1 改正の趣旨

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則 6－2）及び「人事委員会規則 6－2（職員の給与、勤務時間、休日及び休暇）の運用について」（昭和 45 年 8 月 5 日付け 5 人職第 294 号人事委員会事務局長通知）が改正されたことに伴い、介護休暇等の取扱いについて、規程の一部を改正するもの

2 改正の内容

介護休暇及び介護時間については、取得に際して、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した範囲で取得する必要（介護休暇については、時間単位で取得する場合に限られる。）があるが、かかる取得可能時間帯の制限について撤廃するもの

3 施行期日

令和 7 年 月 日

教育長訓令第 号

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程を次のように定める。

令和7年 月 日

向日市教育委員会
教育長 山本 真也

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正							現 行								
別表（第6条関係） 1 及び 2 略 3 介護休暇の取扱い							別表（第6条関係） 1 及び 2 略 3 介護休暇の取扱い								
範囲	左記の説明	承認を 与える 期間	手続		出勤 簿の 取扱 い		備 考	範囲	左記の説明	承認を 与える 期間	手続		出勤 簿の 取扱 い		備 考
			申請 書等 の区 分	承認 権者	日 割 欄	記 録 欄					申請 書等 の区 分	承認 権者	日 割 欄	記 録 欄	
職員 が配 偶者 等の 介護 をす る必	配偶者等 で、負 傷、疾病 又は身体 上若しく は精神上 の障がい	介護を 必要と する一 の継続 する	介護 休暇 申請 書（別 記第 3号	校 長	代 休	介護 休暇		職員 が配 偶者 等の 介護 をす る必	配偶者等 で、負 傷、疾病 又は身体 上若しく は精神上 の障がい	介護を 必要と する一 の継続 する	介護 休暇 申請 書（別 記第 3号	校 長	代 休	介護 休暇	

<p>要がある場合</p>	<p>により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの介護をすため、勤務しないことが相当であると認められる場合である。なお、介護対象者の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 期間父母、(注)子、配偶者の</p>	<p>状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で定める期間(以下「指定期間」という。)</p> <p>)内において必要と認められる期間(注)1</p>	<p>様式)なお、負傷又は疾病により介護を必要とするときは、医師の証明書の提出を要する。</p>					<p>要がある場合</p>	<p>により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの介護をすため、勤務しないことが相当であると認められる場合である。なお、介護対象者の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 期間父母、(注)子、配偶者の</p>	<p>状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で定める期間(以下「指定期間」という。)</p> <p>)内において必要と認められる期間(注)1</p>	<p>様式)なお、負傷又は疾病により介護を必要とするときは、医師の証明書の提出を要する。</p>					
---------------	--	---	--	--	--	--	--	---------------	--	---	--	--	--	--	--	--

<p>父母、祖父、祖母、兄弟姉妹等の一親等及び二親等の親族 (3) 配偶者の父母の配偶者 (4) 被扶養者（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号に規定する者をいう。）であつて、 (1) ~ (3) に該当</p>	<p>介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。 2 1時間を単位とする介護休暇は</p>						<p>父母、祖父、祖母、兄弟姉妹等の一親等及び二親等の親族 (3) 配偶者の父母の配偶者 (4) 被扶養者（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号に規定する者をいう。）であつて、 (1) ~ (3) に該当</p>	<p>介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。 2 1時間を単位とする介護休暇は</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日について

護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日について

ては、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。こ

ては、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。こ

の注2において同じ。)の範囲内とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態

の注2において同じ。)を超えない範囲内の時間 _____

によりやむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、4時間の範囲内とする。

3 介

とする。

3 介

護休暇の請求はできるだけ多くの期間について一括して行うものとする。特に、介護

護休暇の請求はできるだけ多くの期間について一括して行うものとする。特に、介護

を必要とする一の継続する状態について、初めて介護休暇の承認を受けようとする

を必要とする一の継続する状態について、初めて介護休暇の承認を受けようとする

		きは、2週間以上の期間について一括して行うものとする。					
--	--	-----------------------------	--	--	--	--	--

		きは、2週間以上の期間について一括して行うものとする。					
--	--	-----------------------------	--	--	--	--	--

4 介護時間の取扱い

範囲	左記の説明	承認を与える期間等	手続		出勤簿の取扱い		備考
			申請書等区分	承認権者	日割欄	記録欄	
職員が	配偶者等で、負	介護を	介護時間	校長	介時	介護	

4 介護時間の取扱い

範囲	左記の説明	承認を与える期間等	手続		出勤簿の取扱い		備考
			申請書等区分	承認権者	日割欄	記録欄	
職員が	配偶者等で、負	介護を	介護時間	校長	介時	介護	

<p>配偶者等の介護をする必要がある場合</p>	<p>傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合である。 なお、介護対象者の範囲は次のとおりとする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある</p>	<p>必要とする一の継続する状態と、連続する3年間の期間（当該要者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲</p>	<p>申請書（別記第4号様式）なお、負傷又は疾病により介護を必要とするときは、医師の証明書の提出を要する。</p>	<p>時間</p>	<p>配偶者等の介護をする必要がある場合</p>	<p>傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合である。 なお、介護対象者の範囲は次のとおりとする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある</p>	<p>必要とする一の継続する状態と、連続する3年間の期間（当該要者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲</p>	<p>申請書（別記第4号様式）なお、負傷又は疾病により介護を必要とするときは、医師の証明書の提出を要する。</p>	<p>時間</p>
--------------------------	---	--	---	-----------	--------------------------	---	--	---	-----------

<p>者を含む。) (2) 父母、子、配偶者の父母、祖父、母、兄弟姉妹等の一親等及び二親等の親族 (3) 配偶者の父母の配偶者 (4) 被扶養者 (地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第2条第1項第2号に規定する者をいう。)</p>	<p>で必要と認められる期間 (注)</p> <p>1 介護時間の単位は、30分とする。</p> <p>2 介護時間は、1日を通じ</p>						<p>者を含む。) (2) 父母、子、配偶者の父母、祖父、母、兄弟姉妹等の一親等及び二親等の親族 (3) 配偶者の父母の配偶者 (4) 被扶養者 (地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第2条第1項第2号に規定する者をいう。)</p>	<p>で必要と認められる期間 (注)</p> <p>1 介護時間の単位は、30分とする。</p> <p>2 介護時間は、1日を通じ</p>				
---	---	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

であつて、
(1)
～
(3)
に該当しないもの

2時間を超えない範囲内の時間

であつて、
(1)
～
(3)
に該当しないもの

始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間を超えない範囲内の時間

とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる

とする。

場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続する時間と終業の時刻までの連続する時間

に分け、これらの時間の合計が2時間を超えない範囲内とする。

3 介護時間の請求は

に分け、これらの時間の合計が2時間を超えない範囲内とする。

3 介護時間の請求は

、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。特に、介護を必要とする

、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。特に、介護を必要とする

一の継続する状態について、初めて介護時間の承認を受けようとするときは、2週間

一の継続する状態について、初めて介護時間の承認を受けようとするときは、2週間

		以上の期間について一括して行うものとする							以上の期間について一括して行うものとする				
5～10		略			5～10		略						

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

介護休暇の取扱い

改正前

1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。この注2において同じ。)の範囲内とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、4時間の範囲内とする。

改正後

1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、_____
_____4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。この注2において同じ。)を超えない範囲内の時間

_____とす
る。

介護時間の取扱い

改正前

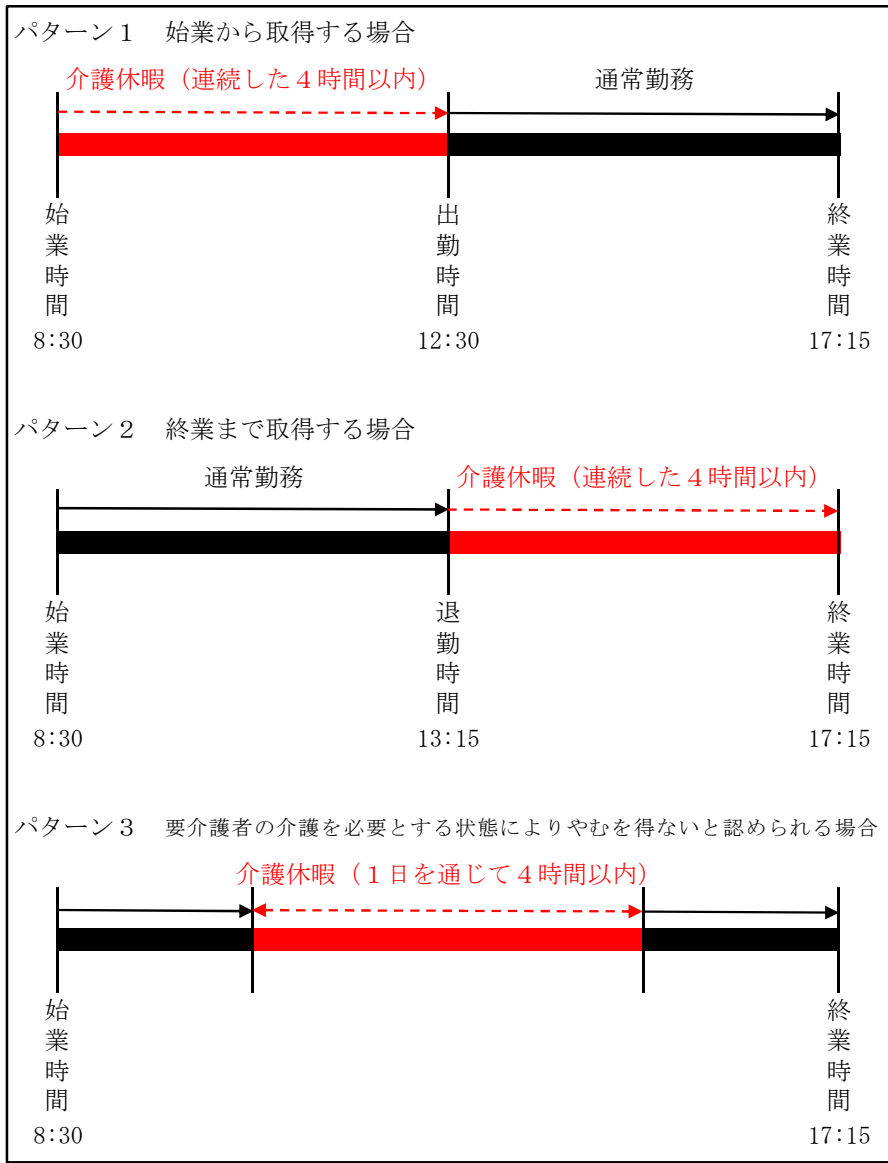
介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間を超えない範囲内の時間とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続する時間と終業の時刻までの連続する時間に分け、これらの時間の合計が2時間を超えない範囲内とする。

改正後

介護時間は、1日を通じ_____2時間
を超えない範囲内の時間とする。_____

介護休暇の取扱い（図解）

改正前



やむを得ない場合（パターン3）以外は、「始業から」又は「終業まで」しか選択肢がない状態

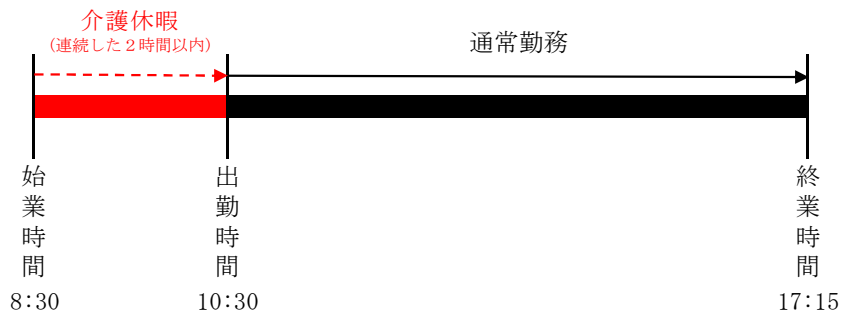
改正後

始業時間、終業時間との接続が不要になり、パターン1からパターン3までのいずれも選択が可能

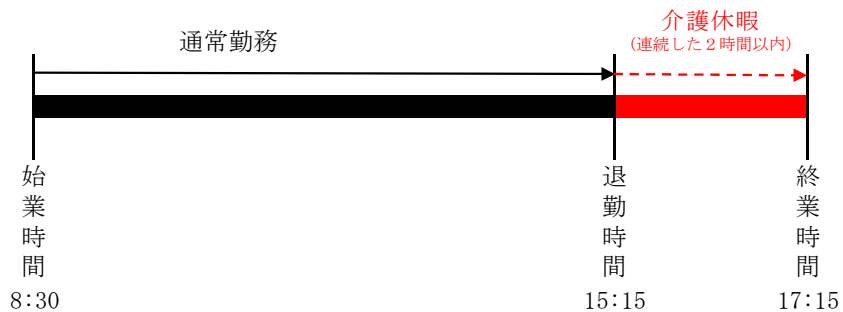
介護時間の取扱い（図解）

改正前

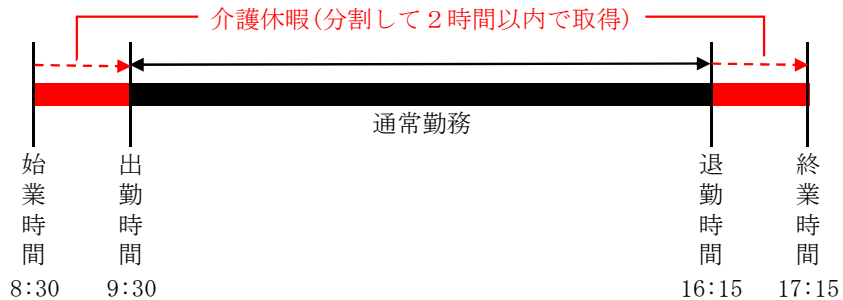
パターン1 始業から取得する場合



パターン2 終業まで取得する場合



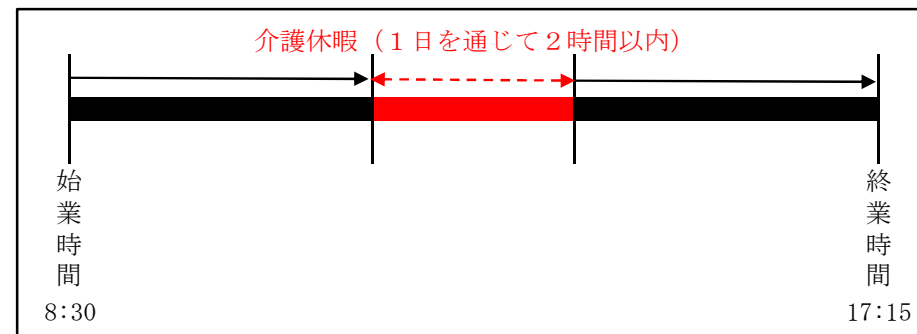
パターン3 要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる場合



やむを得ない場合（パターン3）以外は、「始業から」
又は「終業まで」しか選択肢がない状態

改正後

始業時間、終業時間との接続が不要になり、パターン1から
パターン3に加え、次のような任意の時間帯での取得も可能

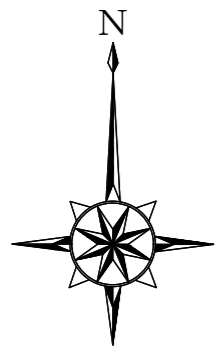


(仮称) 新寺戸公民館について (報告)

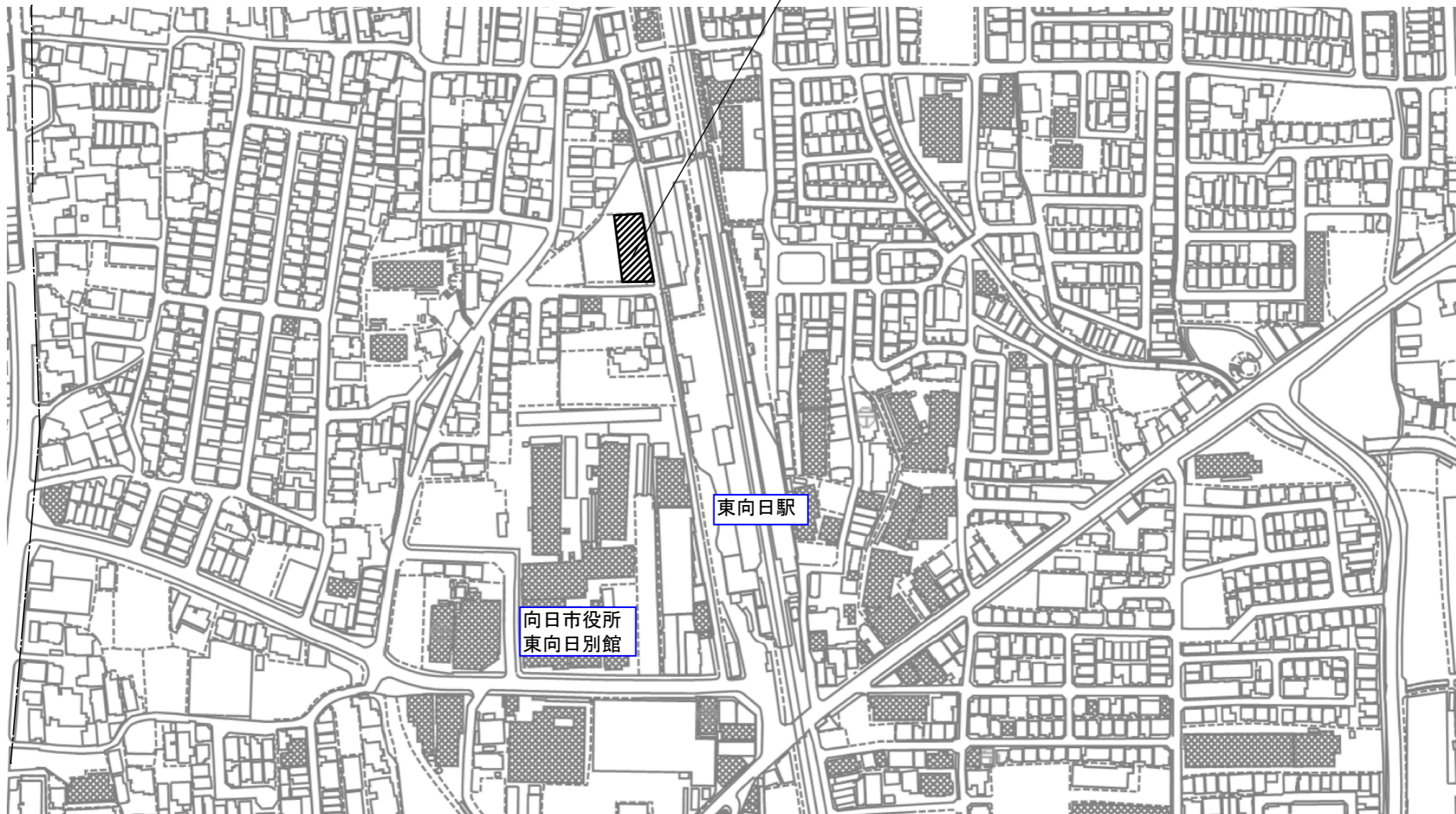
令和7年10月28日
生涯学習課

以下のとおり実施設計が完了しましたので、報告します。

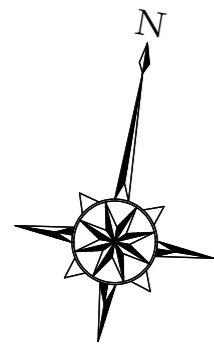
- 1 計画地
向日市寺戸町飛龍11番13
- 2 敷地面積
668.16 m^2
- 3 建物概要
鉄骨造2階 (鉄筋コンクリート造2階)
- 4 建築面積
296.40 m^2 (469.79 m^2)
- 5 延床面積
587.65 m^2 (1階床面積: 291.25 m^2 、2階床面積: 296.40 m^2)
- 6 資料
付近見取り図、配置図、平面図、立面図・断面図



計画地：京都府向日市寺戸町飛龍11番13



(仮称) 寺戸公民館新築工事
付近見取図 S=1:2500



近隣集合住宅

東向日駅西
第2有料自転車駐車場

寺戸公民館駐車場
向日市駐輪場

駐輪場

計画建物

車路

阪急私有地

車いす用
駐車場

5,120

24,700

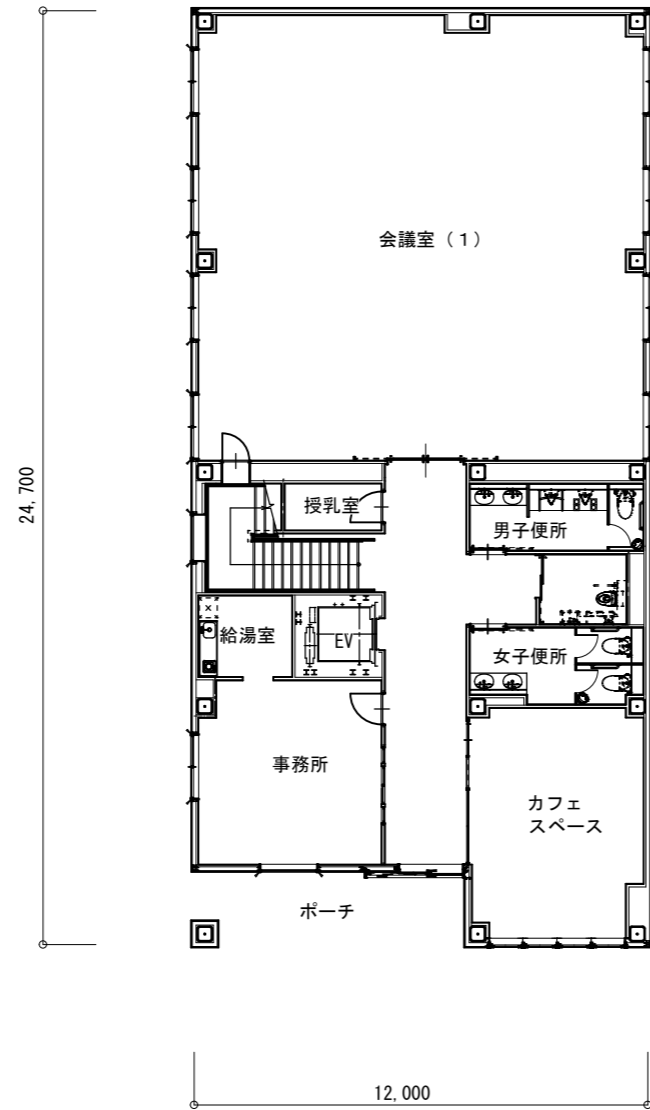
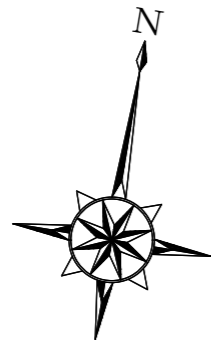
8,755

隣地境界線

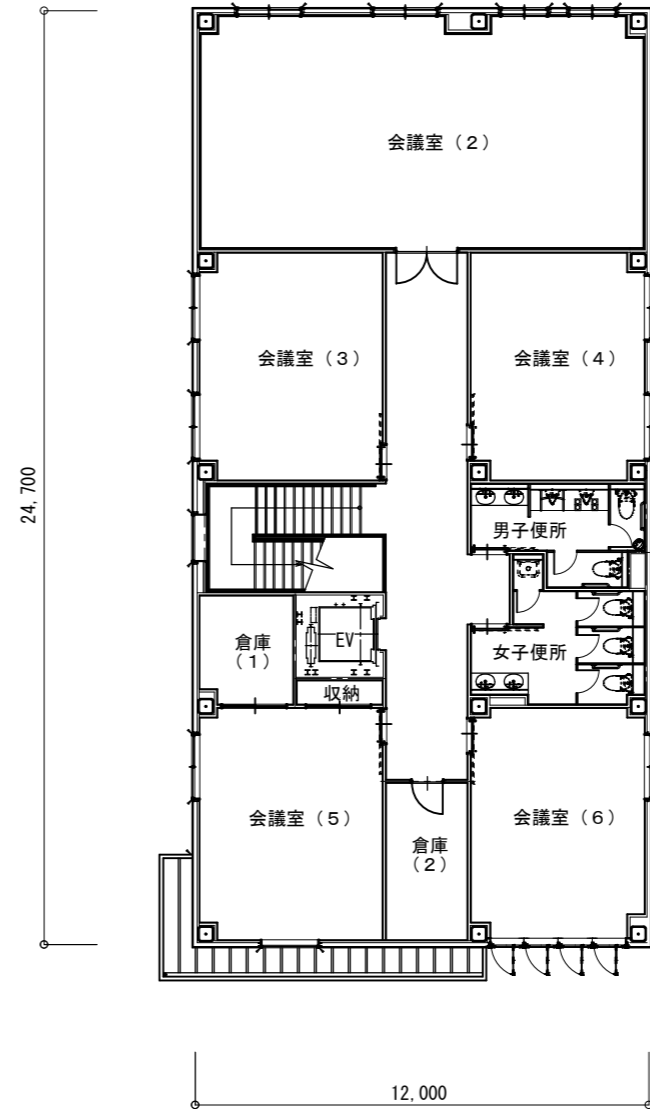
隣地境界線

隣地境界線

(仮称)寺戸公民館新築工事
配置図 S=1:200

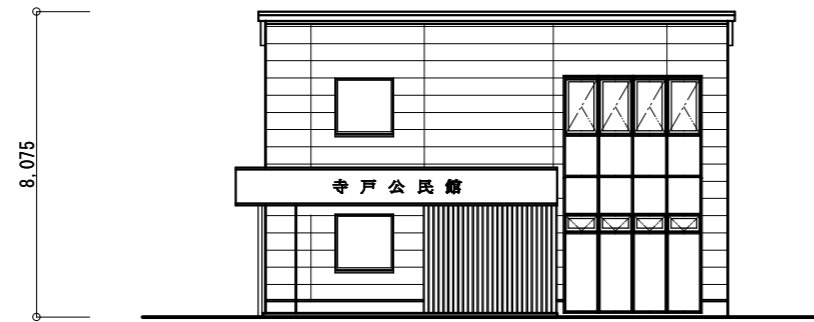


1階平面図

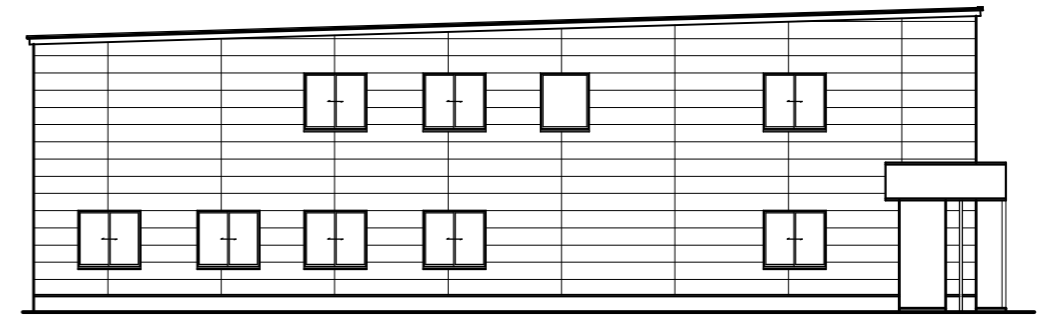


2階平面図

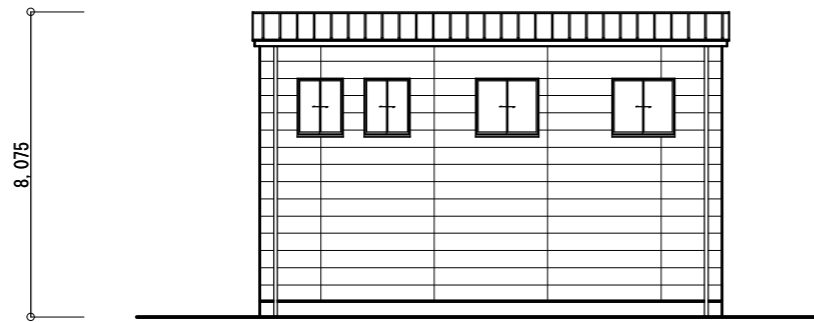
(仮称) 寺戸公民館新築工事
平面図 S=1:200



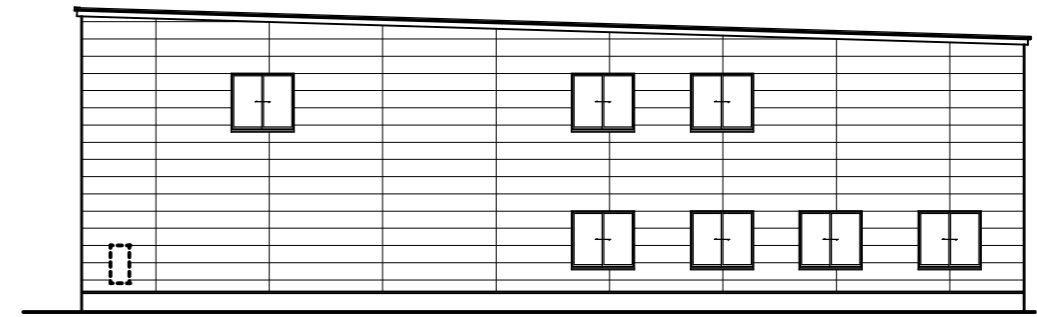
南側立面図



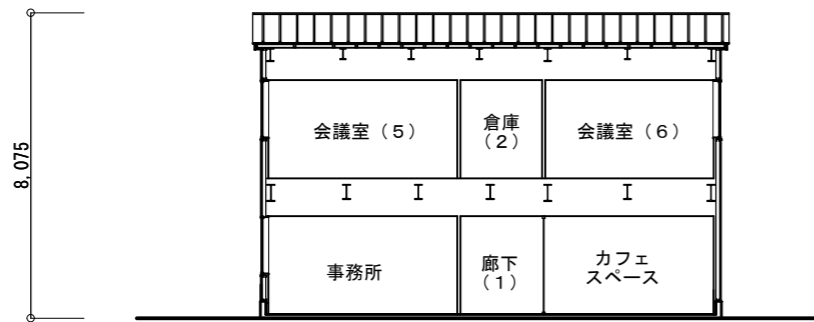
西側立面図



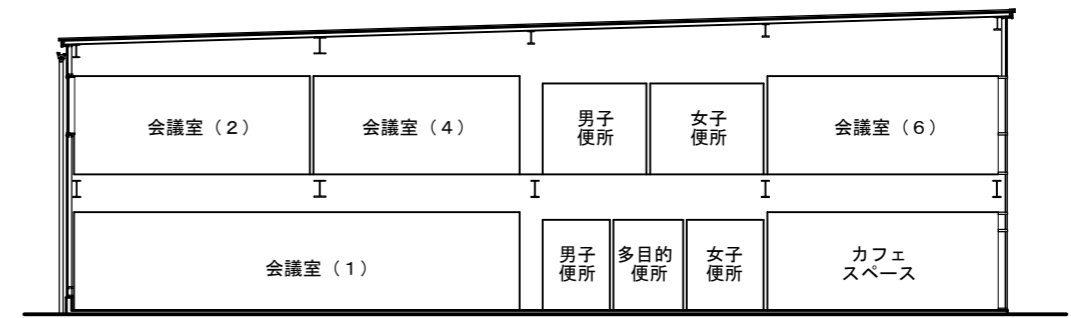
北側立面図



東側立面図



断面図



断面図

(仮称) 寺戸公民館新築工事
立面図、断面図 S=1:200

向日町競輪場再整備に伴う発掘調査に係る現地説明会の開催について

令和7年10月28日

文 教 課

公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターから情報提供がありましたので、下記のとおり報告します。(別途資料あり)

記

1 発掘調査概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 調査地 | 寺戸町西ノ段（向日町競輪場内）
長岡京跡（宮第549次調査） |
| (2) 期 間 | 令和7年4月30日～令和8年2月下旬（予定） |
| (3) 調査機関 | 公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター |
| (4) 目 的 | 向日町競輪場再整備に伴う発掘調査 |
| (5) 主な成果 | <ul style="list-style-type: none">・長岡京期の東西方向に延びる道路状遺構及び南北方向に延びる道路側溝と推定される溝が検出された。・長岡京期の銅銭を紐で束ねた「さし銭」が出土した。 |

2 現地説明会

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 日 時 | 令和7年10月25日（土） 午後1時から |
| (2) 場 所 | 寺戸町西ノ段（向日町競輪場内） |
| (3) 実施内容 | 調査成果の説明 |

はじめに

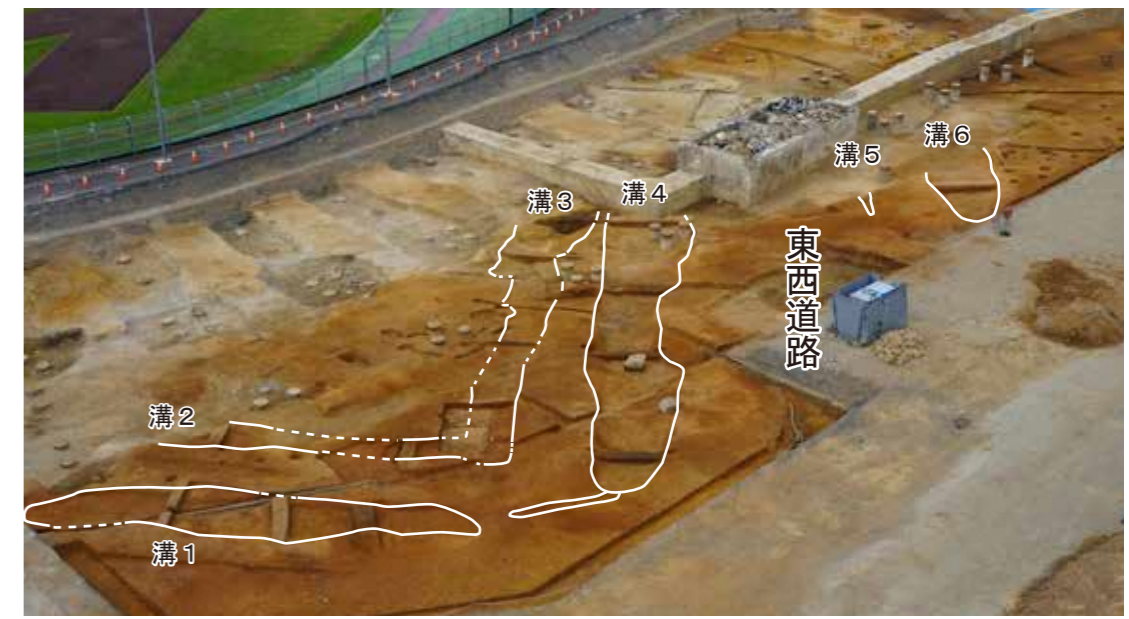
今回の発掘調査は、京都府向日町競輪場の敷地再整備工事に先立って、令和6年度から実施しているものです。

調査地は、長岡宮の西端に位置し、西辺官衙や宮の西辺を画する西一坊大路が推定される地点です。昭和60年度・平成2年度に行われた調査（宮第164次・250次）では、長岡京期の建物や溝などが確認されています。

西一坊大路と宮内道路

今回の調査では、溝6条、柱列1条、掘立柱建物1棟を確認しました。溝1・2は南北方向の溝で、このうち溝2については、宮第250次調査で確認されていた溝の延長部にあたります。

当該地は、西一坊大路が想定される地点ですが、昨年度の調査では西側溝にあたる溝が検出されておらず、今回の調査でも、溝1や溝2に沿って宮の出入口である門や築地大垣といった施設が確認できませんでした。このことから、調査地周辺には西一坊大路が敷設されていなかった可能性も考えられます。これについては、調査地のすぐ西側まで丘陵が迫っており（現在は

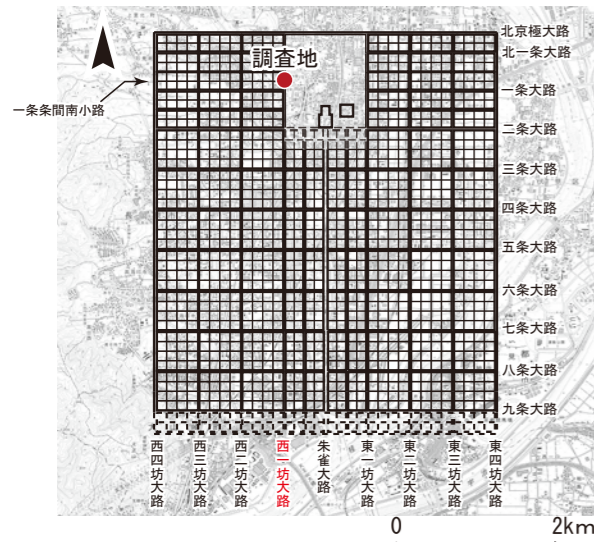


宮内道路の両側溝(西から)

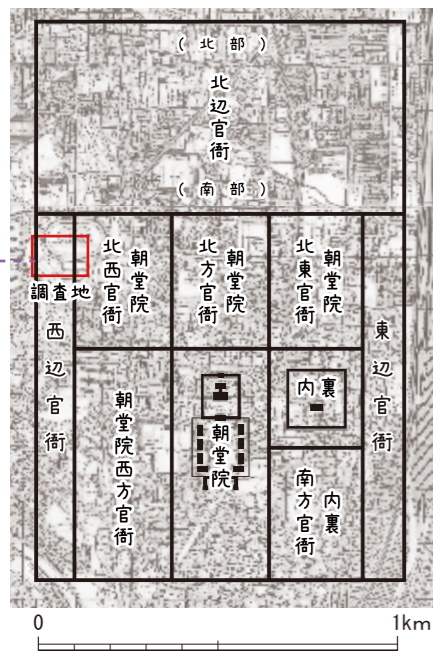
大きく削られています)、西一坊大路の施工が困難であったことが原因とみられます。

溝3・4と溝5・6は東西方向の溝で、検出位置等からいずれも東西道路（一条条間南小路延長道路）の北側溝及び南側溝と考えられます。溝3については、宮第164次調査時に確認されていた溝の延長部にあたります。

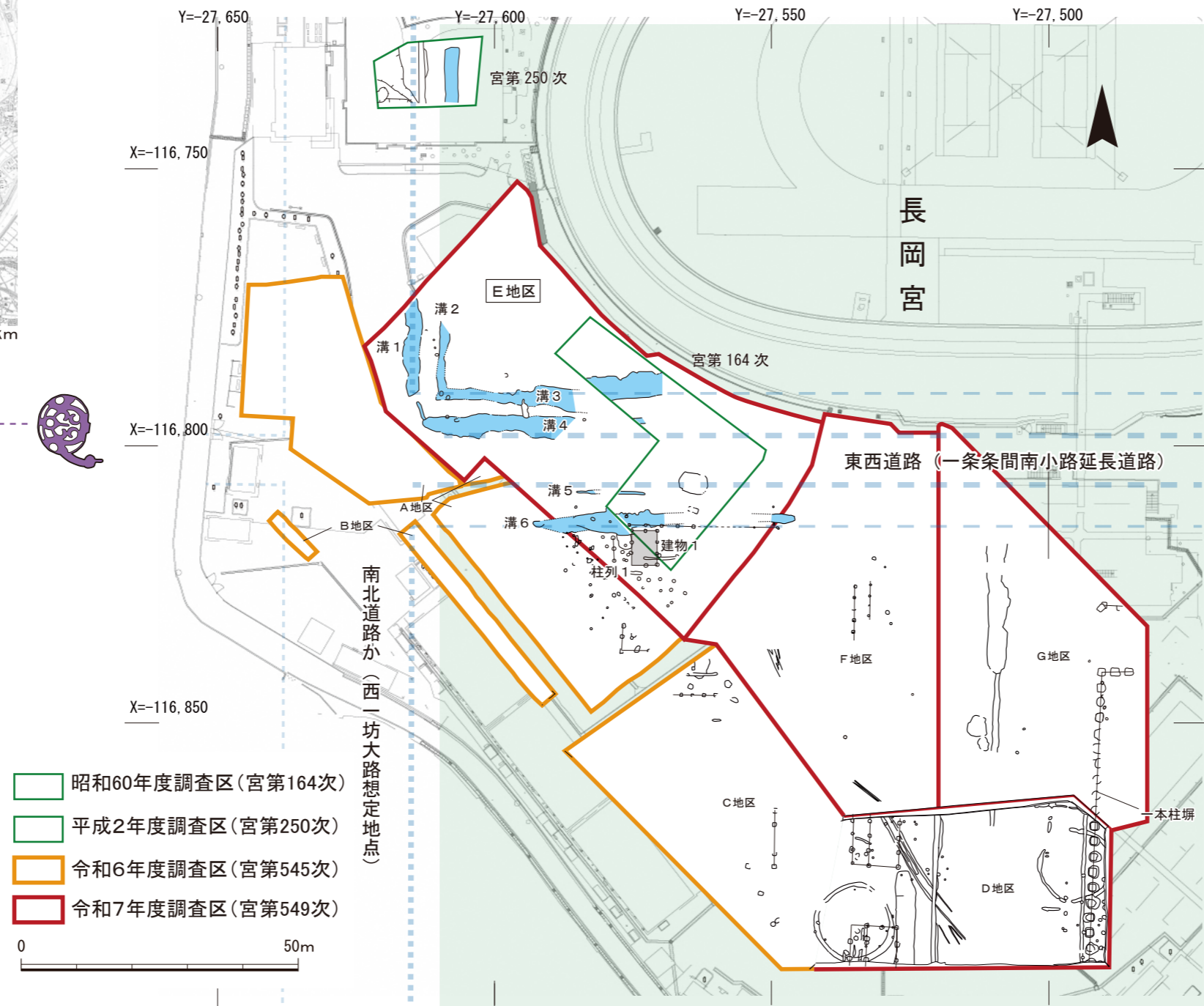
溝1～6は、いずれも溝が2条ずつ並行します。その評価については2つの考え方があります。1つはそれぞれの溝が個別に存在して時期差があるという考え方。もう1つは、2条の溝の間に築地があって、官衙域や何らかの施設を区画していたという考え方。現時点ではどちらとも断定できません。



第1図 条坊位置図(S=1/100,000)



第2図 長岡宮官衙配置割付図(向日市教育委員会 1982)



第3図 調査区配置図(S=1/1,000)



さしげに出土した緡銭

ながおかきょうあと
長岡京跡 (宮第549次調査)



調査場所 向日市寺戸町西ノ段 (向日町競輪場内)
調査期間 令和7年4月30日～令和8年2月下旬 (予定)
調査機関 公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター

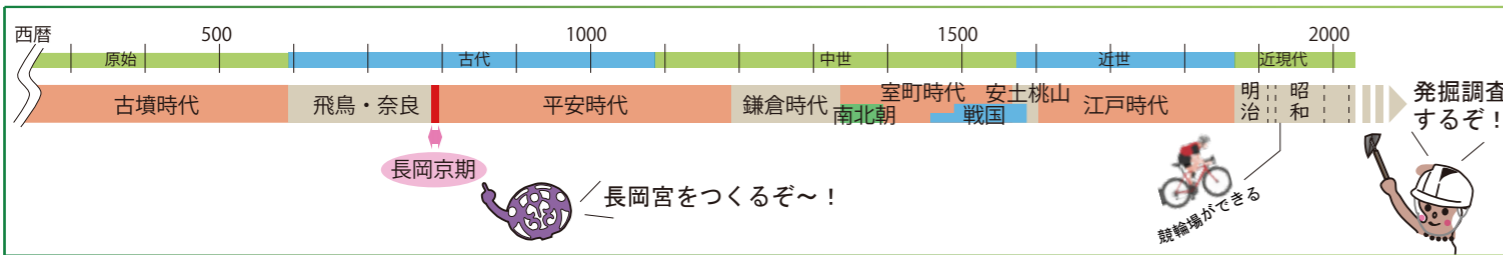


G地区で検出した大型柱穴列(南から)

柱列1は、南北方向の2間を測る柱列です。宮第164次調査で確認された東西方向の柱列と一連の遺構になる可能性があります。

建物1は、宮第164次調査で見つかった建物の延長部にあたり、東西2間(4.6m)・南北3間(6.1m)の南北棟です。検出状況から、建物1の廃絶後に溝6が掘削されたと考えられます。

なお、溝4からは、^{まんねんつうほう}万年通寶や^{じんぐうかい}神功開寶など長岡京期の銅銭を紐で束ねた^{さしげに}緋銭が見つっています。



まとめ

今回の調査では、長岡宮の西端とされる西一坊大路推定地で南北方向の溝と、そこから「L」字状に屈曲して施工された東西方向の道路の側溝などが見つかりました。しかし、西一坊大路に面して存在すると考えられていた長岡宮西面の築地大垣は、今回の調査では確認することができませんでした。また、東西道路(溝3・4と溝5・6の間)では長岡宮の外とつながる門などの施設は確認できず、さらに、この付近には丘陵が迫っているため、西一坊大路も敷設されていなかったと推定できます。

このようなことから、今回の調査地周辺に宮を区画する施設が存在しなかった可能性があります。

ところで、先に掘立柱建物として報告したD地区の大型柱穴列ですが、その後のG地区の調査(上写真)で一本柱塀であることがわかりました。このような一本柱塀は長岡宮内では類例がなく、また、今回の調査地周辺では西一坊大路が敷設されていない可能性があることから、宮の西辺を区画したり、何らかの施設を区画する目的の一本柱塀と考えられます。今後、周辺での調査を受けて、さらなる検討を行なっていく必要があります。



調査地全景(北西から)

